

業務指示書

東ティモール国ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年5月13日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年5月18日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

()認めません。

()認めます。

(○)認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾計画、港湾施設設計に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います
(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。
(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/港湾計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：港湾計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：東ティモール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾施設設計】

- 1) 類似業務の経験：港湾施設設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：東ティモール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施工・調達計画/積算】

- 1) 類似業務の経験：施工・調達計画/積算に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年5月22日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号））に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

4 (各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
自然条件調査

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(US\$1 = 119.64

円 , US\$1 = 119.64

円 , EUR1 = 129.83

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 : ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、
プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の
アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、
当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、
業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/港湾計画
港湾施設設計
施工・調達計画/積算

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.24 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年6月2日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式》》調達ガイドライン コンサルタント等の調達》》コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

（URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>）

（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式》》様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

（URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html）

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- (○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
東ティモール国ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括/港湾計画	(30.00)	業務主任者のみ 業務管理グループ
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 港湾施設設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 施工・調達計画/積算	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ディリ港は東ティモール民主共和国（以下、「東ティ」国）の首都に位置し、資機材・生活物資の輸入、主要産物であるコーヒーの輸出等、同国の輸出入の95%を扱っており、「東ティ」国最大の国際港である。これまで我が国は2000年に実施した開発調査「緊急復興開発計画調査」に基づき、緊急無償資金協力として、2000年度に「ディリ港航路標識及び防舷材改修計画」を、2001年度に「ディリ港西側コンテナヤード改修計画」を実施した。また、ADBも東ティモール信託基金(TFET)により「Emergency Infrastructure Rehabilitation Project I」によるディリ港改修工事（2000年4月～2002年11月）を実施して同港の東コンテナヤードを改修した。さらに、我が国は2006年～2009年にかけて「ディリ港改修計画」を実施し、同港の施設維持管理を継続的に支援してきた。さらに、飛び地であるオエクシ県との唯一の交通手段フェリー（ディリ港～オエクシ港）の寄港地であるオエクシ港に対しては2010年度より一般無償資金協力として「オエクシ港緊急改修計画」を実施している。

このような各種改善計画が実施されたにも拘らず、ディリ港においては国際貨物を取り扱う港湾施設において SOLAS 条約に基づく十分な港湾保安体制が確立されていない。また、フェリー旅客動線とコンテナ貨物の取り扱いが錯綜するなど安全な港湾の運用がなされているとは言えない現状ある。また、「東ティ」国の経済活動の拡大につれ、ディリ港での取り扱い貨物量は右肩上がりで伸び続けているものの、不十分な施設の維持管理や不安全で非効率な施設運用などの課題が顕在化してきており、同港の機能不全による経済活動への支障が懸念され始めている。こうした状況の中、「東ティ」国政府はディリの西にあるティバールに新港を建設する計画を有しているが、その完成までは5～10年かかることが見込まれており、当面はディリ港の効果的な活用が不可欠となっている。

今後、ディリ港をより一層効率的かつ安全に運用するためには、現有施設の利用・運用状況と維持管理に係る基礎的な情報を収集し、当面の課題と取り組むべき政策を整理することが必要であり、我が国は2013年度に「東ティモール港湾セクター情報収集・確認調査」を実施した。同情報収集・調査において、既存の旅客用フェリーターミナルをディリ港内で移設することにより、貨客動線の混乱を解消し、また複数のフェリーが接岸可能な施設として整備することで、将来の旅客専用港としてのディリ港拡張の基盤をつくることが重要ということが確認された。

現在の旅客フェリーターミナルは、コンテナヤードに近接し、旅客の乗降時に貨物の積み下ろしや運搬作業を停止して運用していることから、安全性・効率性が著しく阻害されている。加えて、ターミナルの容量は、ディリ港から飛び地・離島に運航しているフェリー一隻に対応したものであるが、同フェリー一隻では、住民の移動および生活物資の輸送能力の限界を来しており、当国政府は2015年内にポルトガルからフェリーを調達する予定であるほか、ドイツ政府からのフェリー供与も予定されている。このため、複数のフェリー停留に対応したターミナルの整備が必要不可欠である。

以上の背景から、「東ティ」国政府は、我が国に対し、2013年11月に無償資金協力「ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画」（以下、「本プロジェクト」という。）を要請した。本調査は、同要請を受けて、本プロジェクトの妥当性の検討、概略設計及び概略事業費の積算等を行うものである。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト目標

ディリ港において、フェリーターミナルの移設により、旅客輸送の安全で効率的な運用が可能となる。

(2) プロジェクトの成果

ディリ港において新たなフェリー桟橋及びプラットフォームが整備される。

(3) プロジェクトの概要（我が国への要請内容）

フェリー桟橋（100×3.5m）及びプラットフォーム（37×32m）の建設
(フェリーは車両搭載可能なもの)

(4) 対象地域（サイト）

ディリ県ディリ地区

(5) 関係官庁・機関

実施機関：運輸通信省港湾局

(Administração dos Portos de Timor-Leste、以下「APORTIL」)

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- ・無償資金協力「ディリ港改修計画」(2007～2008年)
- ・無償資金協力「オエクシ港緊急改修計画」(2010年度)
- ・個別専門家「港湾施設・安全アドバイザー」(2011～実施中)
- ・東ティモール港湾セクター情報収集・確認調査(2013年)

3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「東ティ」国政府から要請のあった「ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構が「東ティ」国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 既存資料の活用

本調査の実施にあたっては、JICAが実施した東ティモール国「東ティモール港湾セ

クター情報収集・確認調査報告書」(2014年1月)を参照し、調査内容の重複を避ける。

(2) ティバール新港開発計画

ディリ港の近郊にティバール新港の整備計画がある。ティバール新港の整備後は、貨物はティバール新港に集約され、ディリ港は旅客を取り扱う港として利用される計画であるが、両港の役割分担について東ティモール政府の考え方、将来のディリ港の位置付けにつき、国家開発計画等の文書根拠に基いて改めて確認する。また、ティバール新港のアクセスの利便性、整備計画等についても確認する。

(3) 他ドナー支援状況

現在、ドイツ政府が東ティモール政府に新型フェリーの供与計画を進めている。新型フェリーは、我が国が整備予定の新フェリーターミナルを使用する計画であるため、新フェリーの諸元（船長、喫水など）、納入時期などを十分に確認する。また、ドイツは、本調査の実施機関である東ティモール港湾局（APORTIL）に対して主として港湾保安に係る技術支援も行っているところ、その内容を確認する。

(4) フェリー運航・調達計画と最大船型の設定

上記(3)のドイツから供与予定の新型フェリーを含めた東ティモール政府のフェリー調達計画、将来的なフェリーの運航計画を確認し、本事業実施の妥当性を検討するとともに、最大船型となる船舶の諸元（総トン数、全長、型幅、満載喫水）を設定して概略設計に反映させるものとする

(5) フェリーターミナルの施設計画

今般要請のフェリー桟橋の移設場所及び諸元については、上記(1)の情報収集・確認調査において提言されており、妥当性は概ね認められると考えるが、①候補地の静穏度、②堆砂の影響（維持浚渫計画・能力の確認含む）、③隣接するバースの離着岸への影響、④ドイツが供与予定の新フェリーをはじめ上記(4)で設定した最大船型のフェリーの諸元に対応した設計、⑤貨客分離及び安全性確保、⑥国内/国際路線等の合理的動線、などを考慮して施設計画を検討する。

(6) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)（以下、「JICA環境ガイドライン」）に掲げる港湾セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、同ガイドラインに基づくカテゴリBに分類されているが、環境への影響が考えられる項目についてIEEレベルの調査を行う。なお、調査にあたっては、環境社会配慮カテゴリB案件報告書執筆要領(2011年6月)を参照する。

(7) 安全対策に関する配慮

施工時の安全対策を念頭におき、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA建設工事安全管理ガイドランス(2014年9月)」（以下、「安全管理ガイド

ンス」)の趣旨を踏まえて準備調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針に留意するとともに、「東ティ」国その他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。

(8) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または当機構担当者に速やかに相談するものとする。

(9) 財務実行協議に係る対応

本調査は、本プロジェクトを2016年4月に閣議請議(B国債)できるように進める計画であるが、概略設計の検討結果次第では2016年度の単年度案件に切り替える可能性もある。その場合、財務実行協議用の概要資料作成のスケジュールなどが変更となるが、それら業務に対して柔軟に対応する(具体的には、第3. 業務実施上の条件、1. 業務工程計画(案)を参照)。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料(特に「東ティモール港湾セクター情報収集・確認調査報告書」(2014年1月))の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。これらの作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する(英文)。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)について先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯の確認

- 1) 「東ティ」国における港湾整備に係る上位計画(国家戦略開発計画等)を確認する。
- 2) 「東ティ」国における港湾整備の現状及び課題並びに「東ティ」国社会経済状況を調査し、ディリ港の位置づけ・重要性を確認する。
- 3) 本プロジェクト要請の経緯と内容を確認する。

(4) ティバール新港開発計画の確認

- 1) 「東ティ」国政府により、ディリ港の近郊にティバール新港の建設計画が進められている。ティバール新港完成後のディリ港との役割分担について「東ティ」国政府の考え方、将来のディリ港の位置づけなどを改めて確認し、本プロジェクト実施の妥当性を検証する。
- 2) ティバール新港は現在のところ施工業者の調達中と認識しているが、その状

況、着工及び完工の見込みなどを確認する。

(5) フェリーの保有状況及び調達計画

- 1) 「東ティ」国が現在保有するフェリーの保有台数、種類、運航状況などを確認の上、今後の調達計画、将来的なフェリーの運航計画などを確認し、本プロジェクト実施の妥当性を検証する。
- 2) フェリーの調達計画にあたっては、下記(6)のドイツによる新型フェリーの調達計画についても確認のうえ、「東ティ」国が将来保有するフェリーの最大諸元(全長、喫水等)を適切に設定してフェリー桟橋の概略設計を行う。なお、今回要請のフェリー桟橋は、ランプウェイが船首部もしくは船尾部に設置されるフェリーに対応したものを計画する(ランプウェイが舷側に設置されるタイプのものは、既存の貨物用岸壁を使用する予定)。

(6) 他ドナー・機関の援助動向の調査

- 1) 他ドナー(ADB、IDA、ドイツなど)の援助動向を調査し、本プロジェクトと重複がないか確認する。
- 2) ドイツは「東ティ」国の海事分野の支援に積極的であり、2007年にフェリー1隻を供与し、現在、2隻目の新型フェリーの供与計画を進めている。新型フェリーは、本プロジェクトにより整備予定の新フェリーターミナルを使用する計画であるため、新フェリーの諸元(船長、喫水など)、納入時期などを十分に確認する。
- 3) 現在、ドイツは、本プロジェクトの実施機関であるAPORTILに対し、港湾保安に係る技術支援も行っているところ、その内容を確認する。

(7) 運営維持管理・実施体制調査

プロジェクト実施機関であるAPORTILの組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準、保有施設・機材等を調査するとともに、それらの将来計画を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制・人員・技術力などに問題がないか確認する。

(8) サイト状況調査

- 1) ディリ港を利用するフェリーの入港隻数、諸元、旅客数、取扱い貨物量及び内容等について、過去10年間程度の状況を確認する。
- 2) 既存の港湾設備(岸壁、ヤード、倉庫、旅客の待機場所、フェンスなど)の状態や活用状況、港湾保安体制、旅客の港内での動線、旅客分離の状況などを調査・確認する。クルーズ船も入港しているもようであり、その着岸状況や旅客の動線についても確認する。
- 3) 港湾利用者(APORTIL、船社、官公庁、フェリー運航者、旅客等)にヒアリングを行い、港湾利用に関する課題や港湾改修に関するニーズを把握する。その際、特に旅客においては男女別に一定人数のヒアリングを行う。
- 4) (深浅測量の結果、水深確保のために浚渫を行う必要がある場合、)浚渫土砂の捨て場が確保可能か確認する。
- 5) 旅客ターミナルビルは「東ティ」国側が整備することとなっている。用地確

保の状況、建設計画、施工計画など「東ティ」国側の計画を十分に確認する。

(9) 自然条件調査（別紙参照）

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保すること、もしくは施工中の環境モニタリングのベースラインデータとするため、対象サイトにおいて、既存資料のレビューを含め、気象、海象、地形、地質、水質等の自然条件調査を行う。なお、以下に示す調査については、現地再委託にて実施することを認める。ただし、調査コスト削減のため、既存資料から得られる情報を可能な限り活用し、必要最小限の調査となるよう留意することとする。

なお、気候変動対策について、JICA 気候変動対策支援ツール（参考資料）を参考し、脆弱性等を考慮するとともに、IPCC の報告書等をレビューし、設計に必要な気候変動解析結果等を整理する。

- 1) 地形測量
- 2) 地質調査
- 3) 水質調査
- 4) 深浅測量
- 5) 底質調査
- 6) 騒音/大気質調査

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に調査が必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

(10) 環境社会配慮

JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って、次の事項について調査する。なお、調査は IEE レベルとする。また、本計画の実施に必要な環境承認プロセスを確認する。

- 1) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ア) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転等）に関連する法令や基準等（ガイドラインとの整合性を確認）
 - イ) 環境社会配慮に係る各種関係機関の役割
 - 2) プロジェクトサイトの環境・社会状況（土地利用、自然環境、住民移転の必要性等）の確認
 - 3) 上記状況確認等に基づくスコーピング案の作成
 - 4) 同じく上記状況確認等の範囲内での代替案の比較、緩和策の検討及びモニタリング計画の作成
 - 5) 社会状況の把握としてディリ港周辺を中心とした貧困及びジェンダー関連の既存データの有無を確認し、データがある場合にはその収集・整理を行う。

(11) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等（特に維持浚渫）についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画

上記を踏まえ、計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。なお、今般要請のフェリー桟橋の移設場所及び諸元については、前出の情報収集・確認調査において提言された場所であり、妥当性は概ね認められると考えるが、以下の観点から改めてその妥当性を検討する。

ア) 既存岸壁の年間の稼働率（もしくは荷役不能日数）などをもとに、計画予定地において所定の静穏度が確保されるか確認する。

イ) 移設場所は、以前、フェリー用斜路が建設されたが、堆砂のため所定の水深が保てなくなり放置されたままとなっている模様である。「東ティ」国側による現在の周辺海域における維持浚渫状況を確認するなどの方法により、計画予定地における堆砂の影響を検討し、所定の水深を確保する位置まで桟橋位置を沖出しするなどの検討を行う。その際、維持浚渫の必要性、「東ティ」国側による実施能力も併せて検討する。

ウ) 移設場所はバース6と隣接するため、隣接するバースの離着岸への影響を検討する。

エ) 前出のドイツが供与予定の新型フェリーの諸元をはじめ、将来の「東ティ」国側によるフェリーの調達計画、最大諸元を確認し、それに対応した施設計画を検討する。

オ) 貨客分離及び安全性が確保されるか確認する。

カ) 国内/国際路線それぞれに対応した合理的な動線が確保されるか確認する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・施工方針
- ・施工上の留意事項
- ・施工区分（先方負担工事との区分）
- ・施工監理方針
- ・品質管理計画
- ・資機材等調達計画
- ・実施工程
- ・安全管理計画

(12) 相手国側負担事業の概要

1) 相手国側負担事項（用地確保、ターミナルビル建設、各種建設許可の取得等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。コンサルタント団員は技術的見地から

JICA 団員の業務を支援・助言する。

- 2) 本プロジェクトではサイト選定、用地確保に際して、非自発的住民移転は生じないと考えるが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。
- 3) 無償資金協力として事業を実施する際の「東ティ」国政府の免税措置、「東ティ」国側負担の予算概要を把握し、予定されているプロジェクトと先方負担事項との責任分担の考え方を明確にして相手国政府に説明する。履行手続きや期限についてはミニツで合意する。コンサルタント団員は技術的見地から JICA 団員の業務を支援・助言する。

(13) プロジェクトの運営・維持管理計画

先方実施機関の組織力及び技術力を検証し、本計画の運営・維持管理体制を検討する。

(14) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010年6月）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア) 実施時期

イ) 事業費（総事業費及び内訳）

ウ) 概略の仕様

エ) 入札方法（P Q 基準、国際入札／国内入札等）

オ) 契約条件（総価方式／B Q 方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(15) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、

①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標

値を設定する。

(16) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(17) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）を「東ティ」国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。なお、この説明・協議実施にあたり、関係者の理解促進を図るために3分程度の動画を作成して提示する。

(18) 準備調査報告書等の作成

「東ティ」国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集（上述の3分程度の動画を含む）

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 英文 10 部 |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文 8 部 |
| (4) 準備調査報告書（案） | : 和文 8 部
: 英文 10 部 |
| (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文 2 部
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。) |
| (6) 概要資料（簡略版） | : 和文 1 部及び CD-R 1 枚 |
| (7) 概要資料 | : 和文 1 部及び CD-R 1 枚
(※完成予想図を含む。) |
| (8) 準備調査報告書 | : 和文（製本版） 8 部及び CD-R 2 枚
(※完成予想図を含む。) : 英文（製本版） 16 部及び CD-R 3 枚
: 和文（簡易製本版） 2 部及び CD-R 1 枚 |
| (9) デジタル画像集 | : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度、3 分程度の動画） |

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5)については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試

行版)」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2010年6月)」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書(和文: 製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文: 簡易製本版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注6) (6)については、本プロジェクトを単年度無償案件として実施する際には不要となる。詳細はJICAから別途指示する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2015年6月下旬より第一回現地調査を行い、2015年8月上旬までに現地調査結果概要を提出する。帰国後に国内解析を実施し、2016年1月中旬に第二回現地調査（報告書案説明調査）を実施することを想定する。2015年10月中旬に概要資料（簡略版）、2016年2月中旬までに概要資料、2016年4月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

なお、本計画は国債案件としての実施を想定し、次年度実施のために概略計画及び概算の事業費を2015年10月中旬までに概要資料（簡略版）として取りまとめる必要があることを念頭に業務行程を計画すること。ただし、概略設計を進める過程で単年度案件による実施が可能と判断した場合には、概要資料（簡略版）の提出は不要となる（その場合、概要資料の提出は2016年3月中旬が想定される）。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約 16.2M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 総括／港湾計画（2号）
- 2) 港湾施設設計（3号）
- 3) 自然条件調査
- 4) 環境社会配慮
- 5) 施工・調達計画／積算（3号）

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

3. 参考資料

(1) 配布資料

- ・無償資金協力要請書
- ・環境社会配慮力テゴリB案件報告書執筆要領

(2) 閲覧資料

下記資料はJICAホームページ(<http://www.jica.go.jp/>)にて閲覧可能。

- ・国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>
- ・ODA建設工事安全管理ガイドライン（2014年9月）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html
- ・JICA不正腐敗防止ガイド（2014年10月）
http://www.jica.go.jp/information/info/2014/20141009_01.html
- ・協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_ma_n.html
- ・気候変動対策支援ツール／緩和策（2014年3月）
http://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html

本計画に関連する我が国援助の基本設計調査報告書、情報収集・確認調査報告書などはJICA図書館ポータルサイトより閲覧可能。

<http://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>

- ・東ティモール国港湾セクター情報収集・確認調査報告書（2014年1月）
- ・東ティモール民主共和国ディリ港改修計画基本設計調査報告書（2005年11月）

4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

（1）第一回現地調査

1) 団員構成：総括

　　計画管理

2) 調査行程：約9日間

3) 目的：

　　相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

（2）第二回現地調査（報告書案説明調査）

1) 団員構成：総括

　　計画管理

2) 調査行程：約7日間

3) 目的：

　　準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

なお、現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとする。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

（1）地形測量

（2）地質調査

（3）水質調査

（4）深浅測量

（5）底質調査

（6）騒音/大気質調査

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、現地再委託に係る経費は別見積りとする。

6. その他の留意事項

（1）無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。

当地の治安状況については、在東ティモール日本大使館及びJICA東ティモール事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

また、在東ティモール日本大使館及びJICA東ティモール事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて作業を行う場合には、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以 上

東ティモール国「ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画」に係る 自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な設計・積算精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計施工計画、積算に資するものとする。

また、本プロジェクトにより新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えない。その場合はプロポーザルにその旨を記載するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインを参照すること。

2. 調査項目

(1) 地形測量

調査目的：構造物の平面計画を検討するために必要な情報を把握する。

調査内容：平板測量等

成果品：地形図

(2) 地質調査

調査目的：構造物建設の位置決定、基礎形式の検討に必要な情報を把握する。

調査内容：地表踏査、ボーリング（水上ボーリング含む）、標準貫入試験等

成果品：踏査結果、地質図、ボーリング柱状図

(3) 水質調査

調査目的：協力対象区域における現在の水質を把握すると共に、施工時の水質管理のベースラインとする。

調査内容、pH、塩分濃度、溶存酸素量 (DO)、化学的酸素要求量 (COD) 等

成果品：試験結果

(4) 深浅測量

調査目的：岸壁等構造物の計画を検討するために必要な情報を把握する。

調査内容：音波探査等
成果品：海底地形図

(5) 底質調査

調査目的：構造物を建設する周辺の海底面の状況を把握すると共に、施工時の底質管理のベースラインとする。

調査内容：底質採取及び分析、潜水観察等
成果品：分析結果、観察結果

(6) 騒音/大気質調査

調査目的：協力対象区域における現在の騒音、大気質を把握すると共に、施工時の騒音、大気質管理のベースラインとする。

調査内容：騒音地/発生源、SO₂/浮遊粒子状物質など
成果品：分析結果

(7) 気象調査

調査目的：構造物の施設計画を検討するため必要な情報を把握する。

調査内容：過去の気象/災害情報（天候、気温、湿度、風向、風速、降水量、災害履歴など）

成果品：気象情報の分析結果

(8) 海象調査

調査目的：海洋構造物の施設計画を検討するため、静穏度、堆砂など必要な情報把握する。

調査内容：波高、波向、波浪、潮位、潮流、水温、漂砂など

成果品：観測記録、分析結果

以 上

